（信書便物の内容の確認）

第八条　当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

2　前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。

3　当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。

4　差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。

5　当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。

6　第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

（信書便物の包装）

第九条　差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

2　当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。

3　第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

（引受場所）

第十条　信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

（引受拒絶）

第十一条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

一　送達の申込がこの約款によらないものであるとき。

二　差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

三　包装が送達に適さないとき。

四　送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

五　送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。

六　信書便物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）

イ　その他当社が特に定めて表示したもの

七　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（宛名等の記載方法）

第十二条　当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

一　信書便物であることを示す表示

二　当社の名称又は標章

三　信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条　当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を収受します。

一　信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から収受する方法

二　信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法

三　役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法

四　前金払又は概算払により収受する方法

五　差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限ります。）から収受する方法

2　料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

3　前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（延滞料）

第十四条　当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（業務の委託）

第十五条　当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

（一般信書便事業者との協定等）

第十六条　当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章　信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日等）

第十七条　当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

一　信書便物の配達予定日の記載がある場合　当該記載の日までに配達

二　信書便物の配達予定日の記載がない場合　信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達

ア　最初の百七十キロメートル　二日

イ　最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと　一日

2　前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。

3　当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。